

押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令要綱

第一 鉱業登録令の一部改正関係

鉱業権等の登録の申請書への記名押印を要しないもの等とすること。

(第十六条第三項、第十七条、第二十条、第四十条第二項及び第三項並びに第六十八条第三項関係)

第二 特許登録令の一部改正関係

特許権の登録の申請書への記名押印を要しないものとする事。

(第二十七条関係)

第三 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法施行令及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法施

行令の一部改正関係

一 石油天然ガス・金属鉱物資源債券申込証への署名又は押印を要しないものとする事。

(第七条第一項関係)

二 中小企業基盤整備債券申込証への署名又は押印を要しないものとする事。(第十二条第一項関係)

第四 施行期日

この政令は、令和三年六月十二日から施行するものとする事。

(附則関係)